

「甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金」申請時の注意事項

□ 申請書（第1号様式）、概要書（第2号様式）

- 申請書は黒インク又は黒ボールペンで記入してください。※消せるボールペン不可
- 申請書には朱肉を使用するハンコで押印してください。※ゴム印不可
- 申請日は記入せずに、環境センターの窓口へお持ちください。郵送での受付はしていません。

□ 添付書類

1. 機器の設置完了日(※)が記載された書類の写し

建物引渡し書、設置完了証明書など設置日が記載された書類の写し

※設置完了日は系統連系日（売電開始日）ではありません。機器の設置工事完了が基準になりますので、設置工事完了後速やかに助成金の申請をして下さい。

2. 太陽光発電システムの発電出力等が記載された書類の写し(ペレットストーブのみ設置の場合は不要)

設備情報が記載されている「購入電力量のお知らせ（直近3ヶ月以内）」の写し、web 検針票にある設備情報のページ（直近3ヶ月以内）を印刷したもの等。

※系統連系（売電）が開始されていない場合等は書類が異なりますのでお問合せください。

3. 蓄電池の形式等が記載された書類の写し（ペレットストーブのみ設置の場合は不要）

パンフレットなど蓄電池の種類・型式・容量がわかる書類の写し

4. 機器の設置費に係る領収書の写し

工事費全体の場合は、設置機器の金額が明記されている部分の書類の写しも含む

5. カラー写真

◇ 住宅の全容が確認できる写真（1枚）

◇ 機器の設置状況が確認できる写真（設置機器により異なります。下表を参照してください。）

設置機器	添付写真
住宅用太陽光発電システム(1kW以上10kW未満)に接続した住宅用定置型リチウムイオン蓄電池(1kWh以上)	蓄電池本体
住宅用太陽光発電システム(1kW以上10kW未満) ※同時設置の場合のみ添付	太陽電池モジュール (太陽光パネル)
木質ペレットストーブ	ペレットストーブ本体(煙突部分は必要ありません)

6. 銀行通帳等の写し

申請書に記載の振込先銀行名・本支店名・口座番号等が確認できるもの

□ その他

- リース機器は対象外です。
- 蓄電池と同時設置で太陽光発電システムの増設（合計発電出力10kW未満）の申請は追加書類が必要になることがあります。事前にお問合せください。
- 本助成金制度は、「自ら居住する住宅に設置した個人」が対象です。そのため、領収書の宛名が個人名でない場合は対象外となります。
- 住宅用蓄電池のみ設置又は、住宅用蓄電池・住宅用太陽光発電システム同時設置の申請は1戸あたり年度内1回限り、木質ペレットストーブの申請についても1戸あたり年度内1基限りです。

提出先・問い合わせ先

甲府市 環境部 環境政策課 温暖化対策係（環境センター管理棟1階）

甲府市上町601-4 電話番号：055-241-4363